

# KUNPU NEWS

2018.8月号 (VOL.16)

薫風国際特許事務所

□代表弁理士	渡 邊 薫 (Kaoru WATANABE)
□副代表・パートナー弁理士	井 上 美和子 (Miwako INOUE)
□パートナー弁理士	石 森 昭 慶 (Akiyoshi ISHIMORI)
□弁理士	石 渡 保 敬 (Yasutaka ISHIWATA)
□弁理士	松 田 政 広 (Masahiro MATSUDA)
□弁理士	田 中 佑 佳 (Yuka TANAKA)
□弁理士	松 中 真由美 (Mayumi MATSUNAKA)
□弁理士	定 行 智 子 (Tomoko SADAYUKI)
□弁理士	中 谷 武 平 (Takehira NAKATANI)

## 目次

1 はじめに	p. 1
2 本号の特集記事 ～トマト含有飲料事件について～	p. 2
3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～	p. 4
4 注目データ ～日本国特許庁における審査期間～	p. 4

## 1 はじめに

代表弁理士 渡邊 薫

クライアントの皆様、日頃はたくさんのご依頼やご相談を頂戴しておりまして、誠にありがとうございます。久しぶりになるのですが、当所の KUNPU NEWS 最新号を発行しましたので、お時間があるときにでもご一読いただけましたら幸甚です。

まず、本紙面を借りまして、当所の最新の人員状況をご報告させていただきます。

現在、当所のスタッフは、東京 13 名（弁理士 7 名、技術 2 名、国内事務 2 名、外国事務 2 名）、名古屋 3 名（弁理士 2 名、国内事務 1 名）、顧問弁護士 2 名、計 18 名の体制となっています。4 月には、昨年秋から育児休業を取得していました弁理士松中真由美が復帰し、定行智子（専門：応用化学、有機化学）が弁理士登録しました。また、6 月には、弁理士中谷武平（専門：システム工学、人工知能、ソフトウェア）が入所しました。なお、3 月末で、弁理士鈴木恵子は退職しましたので（大学の知財スタッフとして移動）、同弁理士が担当していた事件については、順次、適切なタイミングで担当変更をして参ります。ご不便をおかけしますが、何卒、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、当所では現在、知財部門をお持ちでない企業様や知財人員が不足している企業様向けに請負型の知財業務を提案しております。具体的には、知財戦略の立案、知財業務の整備や指導、技術開発や商品開発に関するコンサルティング、定期特許調査（他社技術動向調査、自社発明の特許性評価のための調査、侵害確認調査等）、知財教育や啓蒙活動、日常の相談業務等々を行う知財支援業務です。企業が成長して行く過程においては、知的財産の重要性が次第に高まり、いずれかの時期には知財業務を整備しなければならない局面が必ず訪れます。そのような局面で、当所がお役に立てればと考えております。

当所では、弁理士複数名を担当に据え、企業様と一体となりまして上記知財支援業務を遂行して参ります。知財専門の社員を新規に採用されたり、配置されたりする場合の件数や業務効率などと比較をしていただければ、大きなメリットが生まれると思います。本件業務に関しまして、ご興味のあるクライアント様は、忌憚なくご相談をいただければと存じます。費用面や具体的な運用方法などについてお話しをさせていただきたいと存じます。何卒、ご検討いただきます様、よろしくお願い申し上げます。ご不明な点があれば、代表の渡邊薫まで直接お問い合わせください。

## 2 本号の特集記事 ～トマト含有飲料事件について～ 弁理士 定行 智子

平成 29 年 6 月 8 日、特許維持審決に対する審決取消訴訟において、知財高裁が明細書のサポート要件に関して注目すべき判決を下しました（平成 28 年（行ケ）第 10147 号）。本事件は、対象特許の評価試験からでは、請求項に係る発明がその発明の課題を解決できることを当業者が理解できるとはいえないとして、審決のサポート要件の判断に誤りがあると判断し、審決を取り消したというものです。

本事件の対象となった特許は、株式会社伊藤園のトマト含有飲料に関する特許です（特許 5189667 号）。

平成 27 年 1 月 9 日にカゴメ株式会社が実施可能要件違反、サポート要件違反、新規性・進歩性欠如を理由に本件特許に対して無効審判（無効 2015-800008）を請求しました。無効審判において株式会社伊藤園が行った訂正請求が認められ、審理の結果、平成 28 年 5 月 19 日に請求棄却審決（特許維持審決）が下されました。訂正後の請求項 1 と、本件特許の解決しようとする課題は以下の通りです。

### 「【請求項 1】

糖度が 9.4～10.0 であり、糖酸比が 19.0～30.0 であり、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が、0.36～0.42 重量%であることを特徴とする、  
トマト含有飲料。」（下線は訂正請求によって訂正された箇所です）

### 「【0008】

本発明は、（中略）主原料となるトマト以外の野菜汁や果汁を配合しなくても、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがあり且つトマトの酸味が抑制された、新規なトマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法を提供することにある。」

本事件は、上記無効審判の請求棄却審決に対して、カゴメ株式会社が訂正要件違反、実施可能要件違反、サポート要件違反、新規性・進歩性欠如を理由に審決取消訴訟を提起したものです。

本件特許では、特許請求の範囲に記載した「食品の成分や組成等に係る要素（糖度、糖酸比、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量）」と、本件特許に係る発明の課題である「風味（酸味、甘み、濃厚）の改善」との関係を明らかにするために、パネラーによって風味の評価を行っていました。風味の評価は 12 人のパネラーが行い、「酸味」「甘み」「濃厚」それぞれにつき「非常に強い (+3)」～「非常に弱い (-3)」の 7 段階で評価したこと

が明細書に記載されており、各風味の評点の平均値とその合計、総合評価が表で示されていました。

本事件では、主に下記の事項が争点となりました。

(i) 発明の解決しようとする課題である「風味（酸味、甘み、濃厚）」を得るために、「各要素（糖度、糖酸比、グルタミン酸等含有量）」だけを特定すれば足りるのか？

(ii) そもそも本件特許の評価試験が適切だったのか？

知財高裁は上記 (i) に関して、本件特許出願日当時の技術常識からすれば、上記各要素以外の成分及び物性も、トマト含有飲料の風味に影響を及ぼすと当業者は考えるだろうと指摘しています。そして、上記各要素の数値範囲と風味との関連を評価するにあたっては、少なくとも下記のような方法がとられなければ、当業者が直ちに各要素の数値範囲と風味との関係の技術的意味を理解できないと判断しています。

①上記各要素のみが風味に影響を与えることを技術的に理解できるように説明する

②他の要素（粘度等）も風味に影響を与える可能性がある場合は、

1) 他の要素の条件を一定に揃えて風味評価試験を行ったことを記載する

2) 他の要素の条件を一定に揃える必要がないことを技術的に理解できるように説明する

また、知財高裁は上記 (ii) に関して、各風味の評価を1点上げるにはどの程度その風味が強くなればよいかをパネラー間で共通にするなどの手順が踏まれたという記載や、各パネラーの個別の評点の記載がないことを指摘し、パネラーによって評点のばらつきが出るのが否定できず、各風味が客観的に正確に評価されているとは言い難いと述べています。さらに、各風味の評点の平均を単純に足し合わせて総合評価する方法についても、本件特許における風味評価試験として合理的であったと当業者が推認することもできないと述べています。そして、以上のことからすれば、本件特許の風味評価試験からでは当業者が発明によって得られる効果を理解できないとはいえないと判断しています。

以上より、知財高裁は特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合しないため、審決を取り消す旨の判決を下しました。なお、本事件は平成29年6月22日に株式会社伊藤園が上告受理申立を行いました。平成30年6月27日に申立が却下され、判決が確定しました。今後は、特許庁で再び審理が行われることとなります。

本事件を踏まえて、発明の課題を解決できたかについて評価試験を行う出願では、今後サポート要件の判断が厳しくなることが予想されます。特に食品分野や化粧品分野等、ユーザー視点でパネラー評価を行うことが多い分野に関しましては、知財ご担当者様や発明者様とご相談しながら、弊所でもサポート要件や評価試験の在り方について改めて検討していきたいと考えております。

(参考)

知的財産高等裁判所 平成28(行ケ)10147 判決要旨

[http://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/825/086825\\_point.pdf](http://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/825/086825_point.pdf)

### 3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～ 弁理士 中谷 武平

#### (1) 東京・横浜、国際特許出願で世界一 2年連続で

世界知的所有権機関（WIPO）は、世界各国のイノベーション拠点ごとの国際特許出願状況を公表しました。東京・横浜エリアは2年連続のトップとなりました。出願件数は2016年までの5年間で約10万5千件となり、2位の深圳・香港の2倍以上でした。

#### (2) カップヌードルの帯が商標登録

日清食品ホールディングスは、主力商品「カップヌードル」の容器側面の上部と下部に描かれているバーコードのような帯状のデザインが、位置商標として登録されたと発表しました。ロゴやブランド名がなくても、図形の配置とデザインだけで「カップヌードル」と広く認識されていると認定されました。



登録番号：第 6034112 号  
(2018年4月6日商標登録)

#### (3) Apple と Samsung がデザイン特許訴訟で和解

米カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所サンノゼ支部に提出された書類から、Apple と Samsung が、デザイン特許に関して残存する提訴と反訴を取り下げ、和解することで合意したことが判明しました。なお、和解条件は明らかになっていません。

#### (4) 特許庁の機械翻訳システムが2019年5月に稼働

東芝デジタルソリューションズは、特許庁から「機械翻訳システム」を受注したと発表しました。2019年5月に稼働を開始するとのこと。国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が開発したディープラーニングを活用した機械翻訳エンジンに、東芝デジタルソリューションズの自然言語処理技術を組み合わせたとのことです。

#### (5) アニサキス症に正露丸 大幸薬品が痛み緩和で特許

正露丸の主成分・木クレオソートの活用に関する特許を、正露丸の製造販売元である大幸薬品が取得していたことが話題となりました(特許第5614801号 登録日2014年9月19日)。本特許は、木クレオソートがアニサキスの活動を抑える効果を有することを見出した用途発明についての特許となります。

### 4 注目データ ～日本国特許庁における審査期間～ 弁理士 松中 真由美

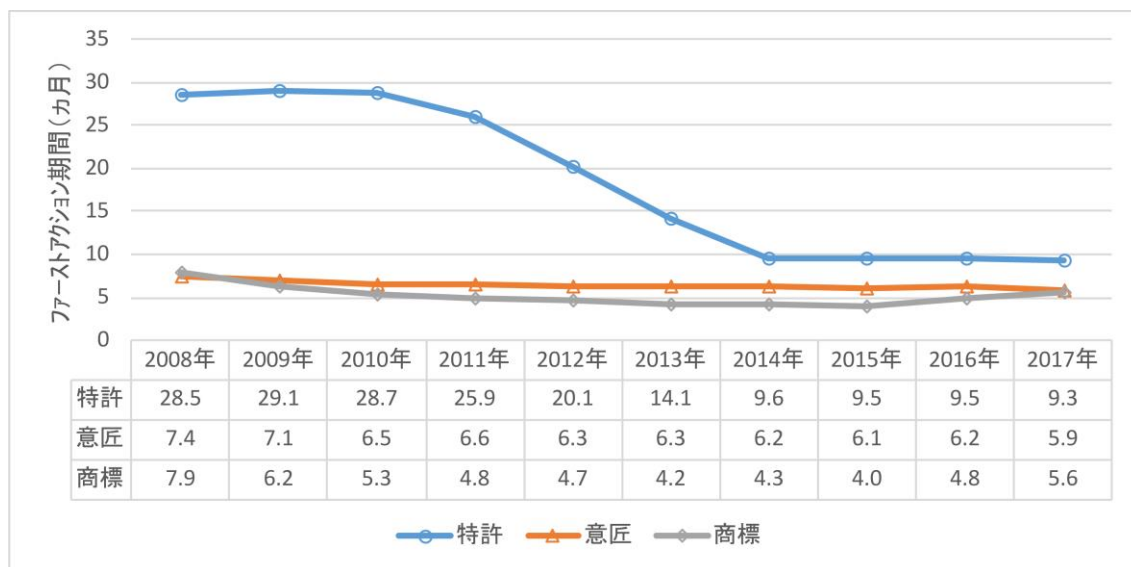
近年、日本国特許庁における特許出願の審査期間が以前よりもかなり短縮されていることをご存知の方も多いかと思います。これは、日本の知的財産政策の一環として審査の迅速化・効率化が進められてきた結果であり、審査請求から一次審査通知までの期間（ファーストアクション期間）は、この10年間で3分の1程度にまで短縮されました。

特許や商標の出願をご検討されているお客様から「審査期間はどれくらいなのか」とご質問をいただくことがあります。また、特に早期権利化をご希望のお客様に対して、早期審査の制度と合わせて早期審査の適用を受けた場合の審査期間についてご説明することもあります。そこで今回は、注目データとして、2008年から2017年までの日本国特許庁における特許・意匠・商標の審査期間をご紹介します。

まず、特許・意匠・商標のファーストアクション期間のデータを下記図1に示します。

当該ファーストアクション期間は、審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間であり、特許は審査請求から、意匠・商標は出願から起算されます。

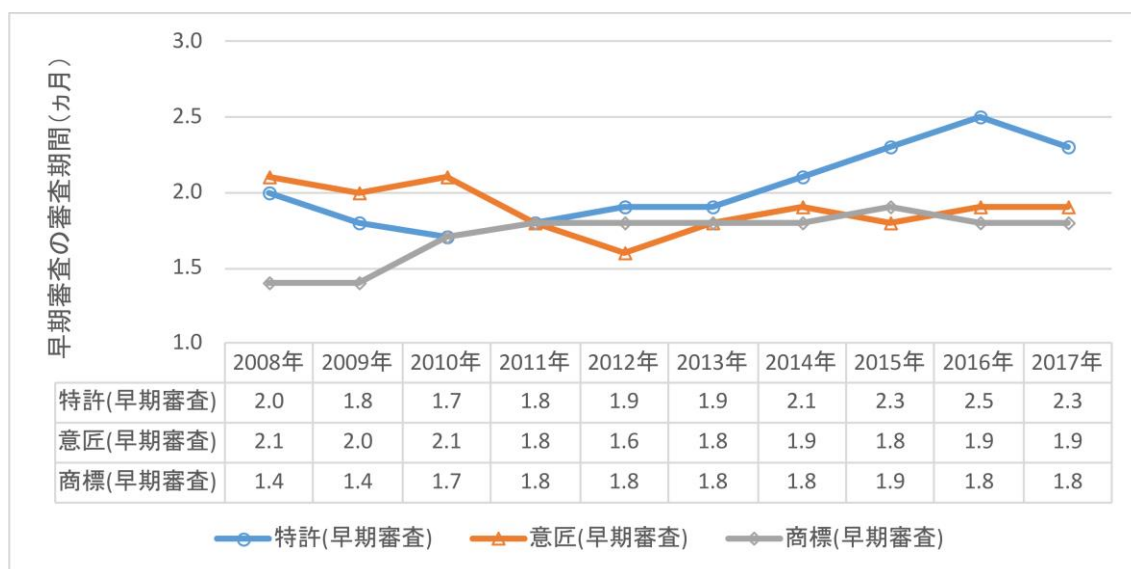
【図1】



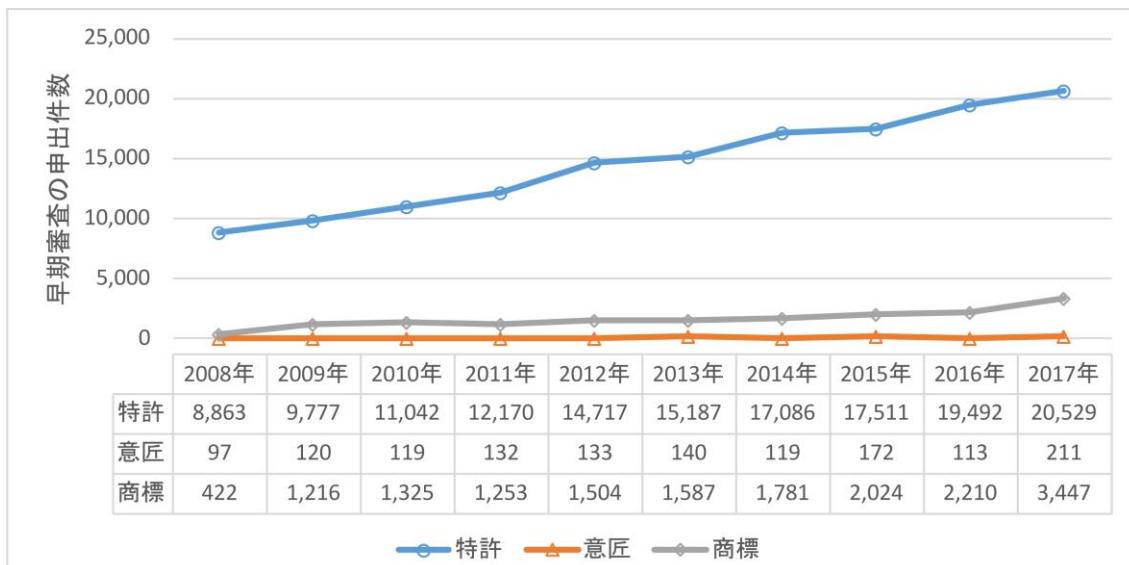
特許と意匠のファーストアクション期間は短縮傾向にあり、2017年の平均は特許が9.3ヵ月、意匠が5.9ヵ月でした。商標のファーストアクション期間は2016年から長期化しており、2017年の平均は5.6ヵ月でした。後述するように、2017年は商標の早期審査の申出件数が急増しています。審査官は早期審査対象の出願を優先的に審査しますので、早期審査対象の出願が増加した分、通常の出願の審査着手が後回しになって審査期間が長引いているのかもしれませんが。

次に、早期審査の適用を受けた出願における特許・意匠・商標の審査期間のデータを下記図2に示します。当該審査期間は、早期審査の申出から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間です。下記図3は、特許・意匠・商標の早期審査の申出件数を示しています。当該申出件数は、「早期審査に関する事情説明書」が提出された件数です。

【図2】



【図3】



2017年における早期審査の審査期間は、通常の審査期間よりも特許は7ヵ月、意匠は4ヵ月、商標は3.8ヵ月短く、その名のごとく早期に審査結果を得られることが分かります。なお、この10年間で早期審査の審査期間に大きな変動は見られません。一方で、早期審査の申出件数は特許と商標で増加傾向にあります。特に2017年における商標の早期審査の申出件数は前年の約1.6倍に急増しました。2017年2月に「商標早期審査・早期審理ガイドライン」が改訂され早期審査の対象案件が拡大したことが申出件数急増の一因と考えられます。

自分を含めて、審査期間に関心を持たれる方は多いと思いますので、今後も審査期間の推移に注目したいと思います。

(参考)

特許行政年次報告書 2011～2018年版

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/gyosenenji/index.html>

KUNPU NEWS 2018.8月号をご覧いただきましてありがとうございました。  
これからも事務所一同、皆様の大切な知的財産に関する代理人として、全力を尽くしてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。編集：T.H ©2018 薫風国際特許事務所

<東京オフィス>

〒108-0074 東京都港区高輪二丁目20番29号サクセス泉岳寺ビル3階

TEL: 03-5475-5641 FAX: 03-5475-5642

<名古屋オフィス>

〒465-0095 愛知県名古屋市名東区高社1丁目263番地 一社中央ビル4階

TEL: 052-726-8655 FAX: 052-726-8656

E-mail: info-kunphoon@kunpu.co.jp URL: <http://www.kunpu.co.jp/>